

12回
令和7年第 総会
12月

白井市農業委員会会議録

令和7年12月5日 開会

令和7年12月5日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年12月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

1月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 12月18日木曜日
- ・事前審査会(案) 12月25日木曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 1月6日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さんこんにちは。

今日は大分寒くなってまいりました。

また、インフルエンザが猛威を奮っているという情報も入っていますので、体調面には十分気をつけていただいて、作業に入っていただきたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和7年12月定例総会を開催します。

次に本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は3番山崎正司委員、4番中嶋健次委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

ではこれより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の鈴木です。

それでは1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字中字中ノ瀬の1筆です。

地目は山林。

現況は畑です。

地積が991平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 2班班長の増田です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は市役所から北へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現況についてですが、梨畑になっております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、噴霧器1台など、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が5人で、2人農業に基本従事しています。

年間従事日数は300日、技術力もあります。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 中、富塚地区担当の小林です。

事前説明会の際に伺った内容なんですけど、権利者の方のお父様が以前、自分の土地であったところを義務者の方に売ったものを、また今回買い取るという形だということでした。

ですので、今現在もう農地として使用しておりますので、何も問題はないかと思えます。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりました。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

現況の梨畑の形と、公図とちょっと変わっていて、手前、現地確認した人は分かると思うのですが、少し三角に空いていました。

構図は鋭角に道路側になっているんですけども。

梨畑というよりも、棚の形が道路に対して平行ではなくて、ちょっと斜めに切り込んでいるというか。

ここは本人から、ちょっとこういう質問があったんですけどと言われたんですけども、一応ここは堆肥を下ろすのに空けてあるので、それは問題ないですね。

中村会長 事務局。

事務局 こちらについては農業上の利用ということなので、御使用者さんが委員会にご相談いただきたいんですけど、基本的には問題ないです。

山崎正司委員 大丈夫ですよ。

道路に直接棚が行っていると、堆肥とか肥やしも下ろせないんで、一応そこが空けてあるということで、了承いただきたいと思います。

中村会長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について許可することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 それでは2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字神々廻字大木戸の1筆です。

地目は畑。

地積は731平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は資材置場による所有権移転となります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 2班班長増田です。

調査報告を申し上げます。

審査資料2番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者本人と義務者の代理人が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約2.5キロメートル。

進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地のため、第二種農地と判断しました。

転用目的は資材置場ですが、権利者の有する既存の資材置場と隣接しており、資材置場の拡張として申請する計画です。

次に一般基準ですが、申請面積は731平方メートルあり、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生しません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われ
ます。

以上で調査報告を終わります。

中村会長 ただいま、事前審査会の班長より、審査内容の報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

代理人と本人の間で話を聞きました。

隣接する梨畑のところに塀を設置して、迷惑をかけないようにするというのでした
ので、特に問題ないかと思えます。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に
入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

押田勝巳委員 推進委員の押田ですけども。

この土地自体は道路に全然接していないですよ。宅地を買って、そちらのほうから
出入りするということですけど、その宅地はどっち側で、特にそれがちゃんと道路、
公道に接しているんですか。

公図を見ると、全然周りに道路ないですよ、公道は。

中村会長 事務局。

事務局 既存施設として、これは2—3のページに公図があるのですけれども、こちらで言
うと、●●●と、●●●の西側と南側ですね。

こちらの2筆は今既存施設として資材置場になっていて、ここの●●●の西側が道路
になりますので、既存施設を通して出入りできるような形です。

●●●が、宅地がある場所なんですけど、こちらについても今回の申請地と合わせて、
同時に購入するという予定なので、進入路については問題ないと思えます。

押田勝巳委員 ありがとうございます。

中村会長 他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農
地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付し
て県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせん
についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは3ページから6ページを御覧ください。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて。
白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和7年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字根字笹塚の1筆です。

地目が山林。

現況は畑です。

地積は1,465平方メートルです。

買取申出者は記載のとおりで、事由は生産緑地解除申請のためとなります。

以上でございます。

中村会長 本案件につきましては事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて、買取希望者の有無について確認をいたします。

買い取り希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて、買取希望者なしということで、市長に報告させていただきます。

次に報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和7年12月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

8ページから9ページにかけて、専決処分書を御覧ください。

①、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

次に②、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

最後に③、軽微な農地改良の届出でございます。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきます。

4、報告協議事項等の(2)その他で、1月の事前審査会総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切りが12月18日木曜日。事前審査会が12月25日木曜日、担当は第1班になります。

午前9時から本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が1月6日火曜日午後4時から本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案については、全て終わりました。慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人